

## 医療法人制度あれこれ その5

前回までは医療法人のメリット・デメリットについて書いてきましたが、今回より事業承継、いわゆる「終わり方」について触れます。

終わり方には主に3つ。子供への承継 勤務医(他人)への承継 売却(M&A)

今回は、子供への承継について。平成19年4月の医療法改正があっても、子供にクリニックを継がせるからという理由で法人化を検討される先生方は多い事と思います。

しかし、子供の男女の別、立地条件(街の老朽化)、医療器械の進化、医療制度等の変遷により先生方が思うように承継が進んで行かない事情をよく耳にします。

様々な議論があることですが、私の主観では、子供が戻ってくるという前提に立つと、先生が開業されているクリニックはクリニックで継続し(生涯ドクターでいく先生が多いため)、子供が帰ってくる時期には別の場所に分院を作るというスタンスがしっかりとくるパターンではないでしょうか。

もっともご自身のクリニックにて診療をして欲しい先生方も多いので、引き継ぎ時において先生方の診られた患者層が引き続き次世代の患者層として良いのか、また患者サイドから見た場合に子供が大丈夫なのかを吟味する必要があるでしょう。ただ一般論としては街並みが変わるので、子供が診療する時にはマーケットとして厳しい場所もあります。

いずれにしても後継が存在するという事は安心できる事ですので、医療法人化し易いパターンと言えるでしょう。

## 国民ID制度 2013年までに導入

政府の「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」(IT戦略本部)が第53回会合を先日開催しました。

IT(情報技術)を活用することで、2013年までに個人認証のための「国民ID制度」や医療・健康情報を管理できる「どこでもMY病院」のサービスを導入し、2020年には、すべての国民が地域を問わずに質の高い医療サービスや在宅医療・介護を受けられるIT基盤を確立することなどを決めました。

国民ID制度の導入によって、2013年にはコンビニエンスストアや郵便局などに設置する「行政キオスク端末」を通じて、国民の半数以上が住民票など主要な証明書を入手できるようになります。どこでもMY病院については、2013年から調剤情報を電子的に管理する仕組みを開始する方針です。これに先立ち、今年度中に診療明細書や調剤情報の電子化方策、どこでもMY病院の運営主体、診療情報などの帰属や取扱いなどについて決める予定です。

2015年には医療や介護にかかわる施設間での円滑なデータ共有を可能にする体制を構築するため、今年度中に具体的な方針を固めます。匿名化されたレセプト情報などの活用による医療の効率化については、来年度の早期に厚生労働省に集約される情報を外部提供するため、今年度中に有識者から成る検討体制を構築し、データ活用のためのルールなどを決めることとなります。

高齢者の在宅医療と介護の推進については、医療と介護で情報共有すべき項目を詰め、2012年度の診療報酬と介護報酬の同時改定に向けて情報連携の方法を示すこととなります。

Medical News 2010.6.1号

税理士法人CFTパートナーズ  
株式会社クラウン経営サポート

〒541-0051 大阪市中央区備後町3-4-8 フクエイビル6階

TEL: 06-6228-3345 FAX: 06-6228-3346

E-mail: mail@cft-partners.jp <http://www.cft-partners.jp>